ブラックバイト問題について

大内　裕和

1　ブラックバイトの発見
2　学生バイトへの焦点化
3　ブラックバイト登場の背景
4　ブラックバイトを生み出す大学教育
5　ブラックバイト問題への対策

1　ブラックバイトの発見

「ブラックバイト」とは，2013年７月に筆者が考案した言葉である。自分がつくり出した言葉が，これだけ短期間に知られるようになったことに驚きを禁じ得ない。この言葉が急速に広がったことは，この現象の一般性と深刻さを示している。

このブラックバイトという言葉を思いつくまでには，長い経緯があった。筆者が大学教員として勤務し始めたのは，1998年４月からである。最初の勤務先は愛媛県にある私立大学の松山大学であった。研究者を多数養成する大学院の修士課程と博士課程で合わせて６年間過ごした直後に，地方の中堅クラスの私立大学で教えることとなり，両者の違いに驚かされることは少なくなかった。そのなかでも特に驚かされたのは，学生のアルバイト日数の多さと時間の長さであった。アルバイトは週に５日以上とほぼ毎日，時間も深夜まで働く学生が大勢いた。

教えているゼミで勉強のための合宿をするのも，アルバイト日数の多い学生の日程調整が必要であるため困難を極めた。ゼミ合宿の１ヶ月以上前には学生と日程について話し合う機会をつくり，そこで学生同士の予定を調整して，それでもアルバイトの日程の重なる学生にはそれを休むようにしてもらって，ゼミ合宿を行った。ゼミ合宿はゼミの学生全員が参加しなければ不平等であるし，教育効果も十分ではなくなってしまうからである。

この方法も，2010年頃には不可能となった。ゼミ合宿の１ヶ月以上前であっても，すでにアルバイトのシフトが決まっている学生が登場した。ゼミ合宿の２ヶ月以上前に日程を相談すると，別の学生は当日の１週間前にならなければシフトが決まらないと言う。何とかその２人の可能な日程を設定すると，その２人以外の学生の１人が，その日は曜日固定制のアルバイトで，いかなる理由があっても休めないと言う。筆者はゼミ合宿を断念せざるを得なくなった。

問題はゼミ合宿にとどまらない。筆者は2011年４月に愛知県の中京大学に異動した。そこで出

会ったのは，試験前や試験期間中に「アルバイトのために勉強できない」という学生の悲鳴であった。さらに，アルバイトのために，試験そのものを欠席して単位を落としたり，就職の面接に行けない学生と出会った。筆者は「このままでは大学教育はできない」と考え，2013年６月～７月にかけて学生のアルバイト調査を実施した。

その調査によって筆者は驚くべき実態を知ることができた。学業に差し支える長時間労働，賃金未払い，サービス残業，ノルマを達成できないときに自分で商品を買い取る「自爆営業」，本人の希望を無視したシフト設定，辞める場合の罰金請求，パワハラ，セクハラなど，違法行為や劣悪な働かせ方が横行していた。そこで筆者が個人名を伏せて自分のフェイスブックに，大学生のバイトの実態を掲載した。短い期間にその記事はとても多くの方にシェアされ，内容にも大きな反響があった。

すでに大学を卒業してかなりの年数がたっている世代の人々からは，「これが本当にアルバイトなのか？」という驚きの反響がほとんどであった。一方で現役の高校生や大学生からは，北海道から沖縄まで「私の地域も同じです」との反応が返ってきた。そこで筆者は，これは自分の身の回りのみの現象ではないと判断し，「ブラック企業」になぞらえて，「ブラックバイト」と名づけた。

2　学生バイトへの焦点化

学生のアルバイトの「異変」に気がつき，ブラックバイトと名づけたものの，これをどのように問題化するかは重要な課題となった。2013年末に行われた，ブラックバイトをめぐる今野晴貴，本田由紀，上西充子との討議では，パートやフリーターといったこれまでの非正規問題との重なりと区別とが議論となった(1)。

確かに非正規雇用労働という点では，ブラックバイトとパート，フリーターとは低賃金と不安定という共通の問題点を抱えている。しかし，学生アルバイトの変化から発見したブラックバイトと，パート，フリーター，派遣，契約社員といった非正規雇用とは，問題の位相が異なっている点が少なくない。

パート，フリーター，派遣，契約社員といった非正規雇用労働者は，主たる家計の担い手として，日本型雇用システムにおける正規労働者（主として男性）が存在していることを前提として登場したことから，その待遇が極めて低く抑えられていて，安定度も低い。

しかし，日本型雇用の解体にともなう失業の増加や正規労働者の減少は，非正規労働者自身が家計を担わざるを得ない状況を生み出している。非正規労働者の抜本的な処遇改善が行われていない状況での，「家計自立型」非正規労働者の登場は，必然的にワーキングプア問題を引き起こすことになる。

ワーキングプア問題を改善するためには，非正規雇用の処遇を改善するか，正規雇用化を進めることが，最も優先されるべき解決策となる。しかし，学生のアルバイトの場合に，処遇の改善や正規雇用化は抜本的な解決策とはならない。確かに最低賃金の上昇などの非正規労働者の処遇改善は，

(1)　上西＋大内＋本田＋今野（2014）。

学生生活に一定の効果をもたらすだろう。しかし，学生アルバイトにとって重要なのは，授業やサークル活動など，学生生活との両立である。たとえ処遇が改善しても，アルバイト先へのコミットメントがより強く求められれば，学生生活との両立は困難となる。

そこで，ブラックバイトについて次のような定義づけを行った。「学生であることを尊重しないアルバイトのこと。フリーターの増加や非正規雇用労働の基幹化が進むなかで登場した。低賃金であるにもかかわらず，正規雇用労働者並みの義務やノルマを課されたり，学生生活に支障をきたすほどの重労働を強いられることが多い」。

この定義のポイントは，ブラックバイトを学生アルバイトに限定し，フリーターとは区別したことである。このことには２つの有効性があると考える。１つは，ブラックバイトを学生アルバイトに焦点化することで，教育や福祉の領域との関連づけが明確となる。教育や福祉の分野では，労働とは切り離された議論が行われる傾向が依然として強い。非正規雇用全般では関心を持ちにくかった教育・福祉領域の実践者・関係者も，自らの問題として認識しやすくなるだろう。

２つ目は，学生アルバイトに焦点化することで，ブラックバイトが労働力の再生産に関わる重要性を持っていることを強調できる。フリーターの場合でも，キャリア形成や技能育成は重要な課題ではあるが，本格的に労働市場に出る前に，学生たちを「使い潰す」現実を伝えることは，ブラックバイトが将来の労働力の再生産に関わる重大な問題であることを，より社会に印象づけることができる。

3　ブラックバイト登場の背景

ブラックバイトの登場には社会的背景がある。第一に，保護者の収入減である。大学生の学費の主たる担い手である保護者の経済状況は，急速に悪化している。たとえば，民間企業労働者の平均年収は，1997年度の467万円から2013年の414万円に低下している。また，１世帯あたりの平均所得金額は，1994年の664万円をピークとして2012年には537万円にまで低下した（次頁図１[(2)]）。

保護者の所得減にともなって，仕送り額も減っている。1995年には月に10万円以上の仕送り額の下宿生が全体の62.4％を占めていたのが，2014年には29.3％まで低下している。一方で仕送り額が月に５万円未満が1995年の7.3％から2014年には23.9％に上昇し，仕送り額ゼロも1995年の2.0％から2014年には8.8％まで上昇している[(3)]。また学生生活費の推移を見ると，2000年から2012年までの12年間で，家庭からの給付は156万円から122万円へと34万円も減っている。

この状況下で，学生のアルバイトはかつての「自分で自由に使う」お金を稼ぐためのものから，「それがなければ学生生活が続けられない」お金を稼ぐものへと変わった。大学生の経済状況が厳しいことを，雇う側は敏感に察知している。大学生の多くはバイトをしなければ学校生活を続けられないため，かなり無理な労働条件であっても我慢して働かざるを得ない。厳しいことを要求しても簡単には辞められない経済状況を知って，雇用主はこれまで以上にきつい労働条件で大学生を働かせ

(2)　国税庁「民間給与実態統計調査」，厚生労働省「国民生活基礎調査」。
(3)　全国大学生活協同組合連合会「学生生活実態調査」。

図１　労働者年収・世帯所得の推移

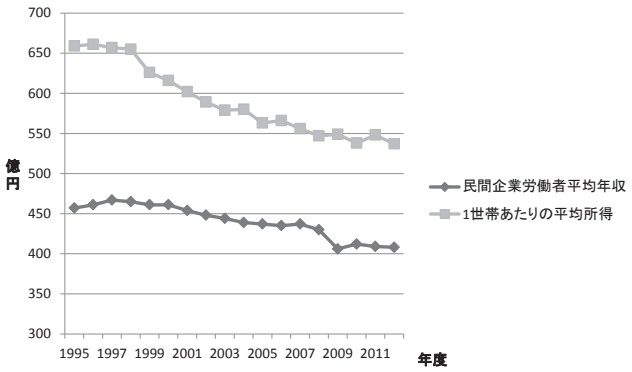

ている。それがブラックバイトを増加させる要因になっている。

第二に，奨学金制度の悪化である。奨学金制度の転換点となったのは1971年に，中央教育審議会答申で学費の「受益者負担」政策が打ち出されたことにある。それ以後，高等教育の大衆化にともなって私立大学の授業料が上がり，「公私格差是正」を理由に国公立大学の授業料も値上げされた。中曽根内閣の第二次臨時行政調査会が1982年にまとめた基本答申には，「高等教育の機会均等を確保するために，授業料負担については，育英奨学金の充実等によって対処することとし，外部資金の導入による有利子制度への転換，返還免除制度の廃止を進めて，育英奨学金の充実を図る」と奨学金の有利子化が明記された（岡村2012）。そして，1984年の日本育英会法の全面改定によって，奨学金の有利子枠が創設された。

この有利子貸与奨学金制度の創設は，奨学金への「外部資金の導入」を意味した。無利子貸与奨学金は一般会計から支出される政府貸付金が中心的な財源であるのに対して，有利子貸与奨学金は財政投融資を中心的な財源として運営される。税金で支えられる一般会計から支出するのではない点で，「小さな政府」を目指した当時の中曽根政権が進めた新自由主義政策とも合致する。

政府はその後，有利子貸与奨学金を増加させた。1984年の創設当初では大学及び短大の在学生のみを対象としていた有利子貸与制度は，1994年から大学院，1996年から専修学校専門課程へと広げられた。1998年４月には，小・中・高校教員の免除制度が廃止された。

有利子貸与奨学金の増加に拍車をかけたのが，1999年４月の「きぼう21プラン」であった。ここで有利子貸与奨学金の採用基準が緩和されるとともに，貸与人数の大幅な拡大が図られた。財政投融資から日本育英会の支出は，1998年の498億円から1999年の1262億円へと１年間で約2.5倍に増加した。そして，2003年には有利子貸与が無利子貸与の貸与人数を上回った。

2000年代に入ると，日本育英会の組織改編問題が浮上した。2000年12月に閣議決定された「行政改革大綱」に基づいて，2001年３月に特殊法人等改革基本法が制定された。この法律にしたがって，「特殊法人等整理合理化計画」が2001年12月にまとめられ，そこで日本育英会は，「廃止したうえで国の学生支援業務と統合し，新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人を設置する」とされた。この「特殊法人等整理合理化計画」に沿うかたちで，2004年に日本育英会は廃止

され，日本学生支援機構への組織改編が行われた。この時に，大学における研究職の免除制度が廃止された。

独立行政法人である日本学生支援機構は，奨学金制度を「金融事業」と位置づけ，その中身をさらに変えていった。2007年度以降は民間資金の導入も始まった。この過程で，1998年から2013年度の15年間に，有利子の貸与人員は9.3倍，事業費は14倍にも膨れ上がった。無利子の貸与人員は約1.1倍，事業費は約1.5倍であるから，この間に奨学金制度の中心は無利子から有利子へと移行したことになる[(4)](図２，図３)。

日本学生支援機構の奨学金は，大学生の奨学金全体の約８割を占めている。主たる奨学金が貸与のみで，かつ有利子であるということは，厳しい経済条件を学生に強いている。

図２　日本学生支援機構奨学金貸与人員数の推移

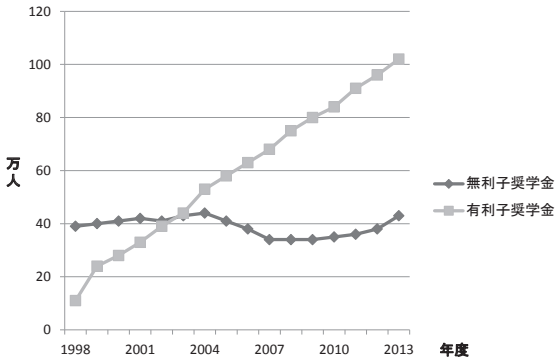

図３　日本学生支援機構奨学金事業費の推移

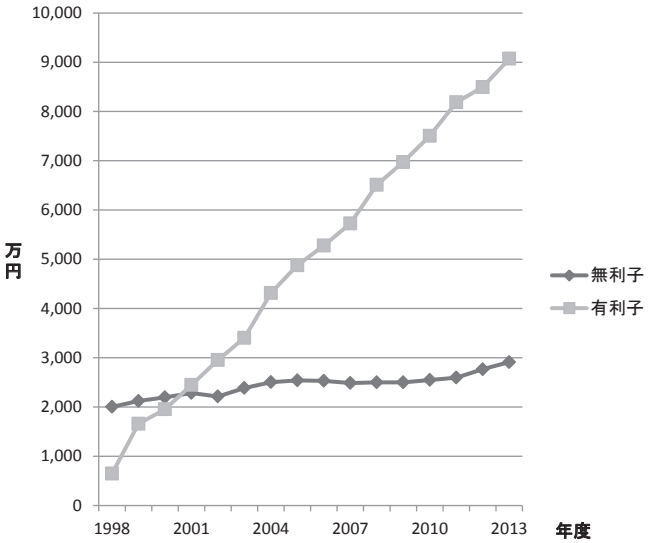

(4)　文部科学省高等教育局学生・留学生課「(独) 日本学生支援機構（JASSO）奨学金貸与事業の概要」2012年６月。

有利子貸与型奨学金が主であるということは，卒業後の返還が困難であることを予測して，奨学金を利用しなかったり，借りる額を抑制するという行動を生み出す。経済的に豊かでない階層の出身者がそれらの行動を取れば，在学中のアルバイトを増やさざるを得ない。そのことがブラックバイトを助長する。

また，奨学金を利用した場合にも，卒業後の返還が大変であることから，返還のためのお金を在学中のアルバイトで稼ぐ学生も存在する。その場合には，日常の学生生活費に加えて，卒業後の返還金のためにアルバイトを増やさざるをえない。これは現在の奨学金制度が，学生たちの在学中の学業を支える役割を十分には果たしていないことを意味する。また，卒業後の奨学金返還を在学中に準備することは，学生のブラックバイトに拍車をかける危険性がある。いずれにせよ，奨学金制度の悪化は，学生の経済支援を不十分なものとし，ブラックバイトが広がる条件を生み出している。

第三に，非正規雇用の増加による労働市場の変化である。1990年代以降，政府・財界の規制緩和政策などによって，正規雇用の急減と非正規雇用の急増が進んだ。非正規労働者の数は2014年11月に2,012万人と2,000万人を突破し，正規労働者の減少もともなって，非正規労働者の全労働者に占める割合は38.0％に達した(5)。

かつては，非正規労働者の多くが，正規労働者の「補助」労働の役割を果たしていた。しかし，非正規労働者の増加と正規労働者の減少は，労働市場における非正規労働者の位置付けを変えた。正規労働者の減少によって，非正規労働者は職場の「基幹」労働を担うことを余儀なくされるようになった。

「基幹」労働になってしまった非正規労働者は，かつての「補助」労働の時のように，自分の都合で休んだり，シフトを調整することが容易ではなくなる。バイトリーダー，バイトマネージャーなど，学生バイトであるにもかかわらず，正規労働者並みの義務やノルマを課されることが，珍しくなくなっているのもそのためである。

特にここで強くなっているのは，「職場への組み込み」である。様々な手法を使って高校生と大学生の「職場への組み込み」が強化されている。職場の人間関係のあり方は，学校の部活動をモデルにしているところが多い。先輩後輩や同級生同士の関係などである。高校生と大学生の多くは部活動の経験があるから，それと類似する人間関係を職場で構築することによって，帰属意識を持たせ，容易には抜けられない状況をつくり出している。

売り上げのノルマをアルバイトに課したり，店の売り上げ目標へ向けて働かせるのは，利益追求主義であると同時に，学生アルバイトを職場により強く組み込む手段となっている。会社の利益と自分の喜びを同一化させ，「やり甲斐」意識を持たせることによって，より職場へのコミットメントが強められる。これによって高校生や大学生はブラックバイトに「慣れて」いく。

労働市場の変化は，学生アルバイトとフリーターとの競合と学生アルバイト労働の高度化をもたらした。経済的に厳しくてバイトを辞めることが難しくても，すべてがブラックバイトではないのだから，バイトを替われば良いと考えがちであるが，それも容易ではない。

ブラックバイトに直面している学生に，別のアルバイトへ移動することを勧めたところ，断られ

(5)　総務省「労働力調査」。

てしまった。再びバイトを探す苦労をしたくないという理由であった。聞いてみると驚いたことに，その学生は今のアルバイトを見つける前に，アルバイトを50社ほど落ちているという。その学生はとても真面目でしっかりしていて，アルバイトの面接で問題があったようにも思えない。詳しく事情を聴いてみると，その学生は理科系の学部に通っていたこともあって，実験や必修の時間はバイトには出られないので，その時間はバイトを入れられないと雇用主に明確に伝えたそうだ。

すると「それなら結構です」とバイトに落とされてしまう。こうしたことが起こる背景には，フリーターの急増によって，フリーターと学生アルバイトとの競合が起きていることがある。学校との両立が必要でないフリーターは，学生よりも時間に自由が利き，雇用主にとって便利な労働力として存在している。

そのためフリーター並みの条件を飲まないと，なかなかバイトが決まらない。「就活」ならぬ「バイ活」[(6)]が必要となっている。バイトを見つけることが難しくなれば，学校との両立を犠牲にせざるを得ず，ブラックバイトに直面しても他の職場に移ることが困難になる。

アルバイト労働の高度化も，ブラックバイトを辞められない理由になっている。かつてのアルバイトと違い，現在の多くのアルバイトは責任が重いことに加えて，かなり高度な労働を要求される。職場の人間関係の構築も加えれば，アルバイトとして慣れるのに２ヶ月から３ヶ月を必要とすることも稀ではない。それだけの苦労をもう一度するくらいであれば，ブラックバイトであっても，我慢して働き続けようと考える学生も少なくない。このことが，多くのブラックバイトを結果的に温存させている。

4　ブラックバイトを生み出す大学教育

ブラックバイトが生み出された背景には，前章で考察した保護者の収入減や非正規雇用の増加にともなう労働市場の変化に加えて，学校教育の側の要因も存在する。それは，学校教育が生徒・学生に強い動機づけを与えるような内容を，十分には提供できていないという問題である。

日本の戦後教育は，幅広い普通教育を前提とした学歴主義によって特徴づけられる。それは，新規学卒一括採用・終身雇用・年功序列型賃金を特徴とする日本型雇用に対応していた。

日本型雇用の下で働く労働者を採用するに当たっては，特定の職務内容に対応できる専門的な知識や職業能力は問われない。それらは，採用後の企業内教育によって身に付けさせるものであったからである。そのため，採用時には，企業内教育を受ける上で必要な一般的能力としての「学力」と企業の集団主義への「適応性」が求められた。

高校教育では，入学試験の選抜で問われる「学力」を身につけさせる普通科教育が中心となり，職業教育はおろそかにされ，周辺化されていった。高卒での就職も，苅谷剛彦『学校・職業・選抜の社会学』が明らかにしたように，学業成績や出席率といった要素が重視された。重要なのは，企業秩序に適応可能かどうかであり，職業能力を身につけているか否かではなかったのである。

大学教育についても同様である。重視されるのは入学試験を突破する学力であり，大学で学ぶ内容

(6)　竹信三恵子・和光大学教授の言葉。

は卒業後の仕事とは直接には結びつかなくても構わない。そのため，大学教育の中で職業教育が行われることは稀であった。総じて，学校教育での教育内容は職業との連関が極めて弱かったと言える。

こうした職業との連関が弱い教育も，日本型雇用の就職システムが機能していた時期には，それなりの役割を果たしていた。就職で求められる「学歴」だけでなく，採用後に企業が何でも「書き込む」ことができる「空白の石版」(7)を育成することに意味があったのである。

1990年代後半以降，日本型雇用の解体と生存基盤そのものの危機が深まるなかで，高校教育や大学教育では，これまでとは異なった教育が求められるようになった。就職に成功するためだけでなく，たとえば，その後も必要となる職業遂行能力の育成である。しかし，そのことに多くの学校教育は成功していない。その状況のなかで，学生たちの間に，大学教育の有意味性への疑問が広がり，他方で，多くの時間をバイトに割かなければならないほど経済状況がひっ迫するなかで，大学教育に学生を惹きつけ，帰属意識を持たせることは容易ではない。ブラックバイトが「過剰な組み込み」へ向けて，「やりがい」や「中身意識」を巧妙に利用している状況で，学生たちの帰属意識を学校につなぎとめるだけの中身を提供することは容易ではない。

90年代後半以降に日本型雇用が本格的に解体し，企業内教育が困難となるなかで，財界から大学にキャリア教育を実施することを求める声が登場した。18歳人口の急減で，入学者を集める方法を必死に探していた多くの大学は，キャリア教育の提案に飛びついた。これまで職業教育との連関を欠き，十分な準備期間がなければ，充実したキャリア教育を行うことはできない。多くの大学におけるキャリア教育は，職業能力を高める教育ではなく，「本人の職業適性」を判定したり，もっぱらキャリア意識を高めることに集中する内容などに偏っている。

職業能力を高めることと直接結びつかないキャリア教育の広がりは，学生の就職への不安を一層駆り立てることとなった。就職不安の一層の高まりによって，１年生からの資格取得や度重なるインターンシップにとどまらず，キャリア教育とは直接関係のない講義，ゼミ，留学やサークル活動まで大学の４年間の生活全体が，キャリア教育の文脈に位置づけられるようになってしまった。いまや就活に有利かどうかで，講義やゼミを選び，留学やサークル活動を行う学生が増加している。

そして，アルバイトも同じような文脈で推奨される。経済的理由だけでなく，就活のための社会経験としてアルバイトをしているという意識が強まる。金銭を得ることに加えて，「アルバイトをしておかないと就活に不利になる」という強迫観念が生まれている。そこでは，大学の外で行われているアルバイトさえも，「就活の準備作業」として位置づけられることになる。

依然として，卒業後に就職にあたって求められる基準は曖昧なままであるため，学生は在学中に，どんな能力をどれだけ身に付けなければいけないのかが，明確には分からない。就職難が深刻になればなるほど学生は焦るが，その焦りは具体的な努力にはつながらず，不安のみを駆り立てることにしかならない。キャリア教育の中身が不十分であれば，焦りはさらに増すだろう。

ここにこそ，ブラックバイトが広がる余地がある。何のルールもない労働市場で生きていかなければならない学生にとって，大学での教養教育やキャリア教育が当てにならなければ，「バイトでの職業経験」が価値あるものとして見えてくるからである。

---

(7)　この点については濱口（2009）を参照のこと。

5　ブラックバイト問題への対策

ブラックバイト問題への対策として次のようなことが考えられるだろう。

第一に，ブラックバイトの現状を人々が認識することである。ブラックバイトはすでに「当たり前」のものとして定着しているので，多くの学生は自分がアルバイト先で不当な扱いを受けているという自覚を持っていない。自分たちの時代のアルバイトと現在の学生のアルバイトが全く異なっていることに，気がついていない高校や大学の教育関係者，保護者も少なくない。

学校現場では，勉強や日々の生活において，「努力」の重要性を強調する傾向がある。特に厳しい就職状況のなかで，高校も大学もどうやって就職率を上げるかに必死である。しかし，職場での「適応」や「忍耐」へ向けての「努力」を強調し過ぎることが，アルバイトの違法で劣悪な現実を見逃す状況を生み出している。生徒・学生が不満や批判を伝えてきた場合に，教員や保護者がそれを「わがまま」と切り捨てることが，少なくない。

重要なことは，生徒・学生からの不満や批判を「わがまま」と切り捨てず，丁寧に耳を傾けて，それがブラックバイトか否かを冷静に検証することである。そしてブラックバイトであることが分かった場合には，生徒・学生を守り，支援する行動を取るべきである。そして，ブラックバイトの現状を認識し，その違法性や問題性を，教育現場をはじめ社会に幅広く訴えることが必要である。

第二に，高校生や大学生自身が，ブラックバイトを理解するための知識を提供することである。ブラックバイトを理解するためには，自分の働き方が違法であることを認識する必要がある。しかし，多くの高校生や大学生には労働法の知識がない。それは，彼らの多くが労働法を学んだ経験がないからである。

必要なことは彼らが労働法を学ぶ機会をつくることである。高校生向けや大学生向けの労働法の教材は近年，次第に充実してきている[(8)]。ブラックバイトについては，弁護士の皆さんと協力して，私が作成に関わったブラックバイト対策マニュアル「ブラックバイトへの対処法」が，ブラック企業対策プロジェクトのホームページ（http://bktp.org/）にアップされていて，無料ダウンロード可能である。

弁護士など法律の専門家の役割も重要である。高校での法教育の機会を利用して労働法について授業で話したり，大学で労働法やブラックバイトについての出前講義をすることは，大きな意義がある。それを行う際には高校現場の進路指導・生活指導の教員や大学の教職員とよく打ち合わせをし，それぞれの学校の生徒・学生に合った内容を提供すると，より有効であるだろう。

第三に，ブラックバイトに直面した時に，相談する窓口をつくっていくことである。労働法の知識を学んで，自分の職場がブラックバイトであることを認識しても，それに対して声を上げることは容易ではない。違法で劣悪な条件で働かされていても，あきらめて泣き寝入りしている高校生や大学生が多いのが現状だろう。

こうした現状を変えていくためには，高校生や大学生がブラックバイトに直面した場合に，気軽

(8)　この点については川村他（2014）を参照。

に相談することができる相談窓口をつくっていくことである。

筆者の地元の愛知県では，全国初のブラックバイト専門の弁護団「ブラックバイト対策弁護団あいち」（bb.help.aichi@gmail.com）が結成され，高校生や大学生の労働相談にのるなど，活動を広げている。

全国各地でこうした試みが広がることが強く望まれる。弁護士会や労働組合，自治体などとも連携しながら，各地の実態に合った相談窓口をつくることが大切である。

ブラックバイトは「学生であることを尊重しないアルバイト」であるから，それを容認することは高校教育や大学教育を不可能にしてしまう。すでにアルバイトによって，部活動が困難になっている高校やゼミ活動が困難となっている大学は，数多く登場している。ブラックバイトが高校生や大学生の「教育を受ける権利」（憲法26条）を奪っている現実を，放置することは許されない。

また，ブラックバイトの広がりは，非正規雇用労働の増加と基幹化を意味するから，正規雇用労働の減少と待遇の劣化をもたらす。そのことは高校生や大学生の卒業後の就職にも悪影響を与える。正規雇用に就職しにくくなり，またその正規雇用の処遇も悪化する。就職難や学卒労働市場の劣化を食い止めるためにも，ブラックバイトを根絶することは重要な課題である。

高校や大学での教育を十分に受けることができない若者が増加することは，必ずこれからの労働力の質を低下させることにつながる。情報化社会や知識基盤型社会の到来が言われる今日，労働力の質を下げることは，日本の経済社会の存立そのものを揺るがす危険性がある。

ブラックバイトは，1990年代以降の日本社会の貧困化と非正規雇用の急増に見られる労働市場の劣化から生み出された。その点で，歴史的・構造的に生み出された根の深い問題である。解決することは容易ではないが，この現実から目をそらすことなく向かい合って対処していくことが，若者の未来，そして日本社会の未来を希望のあるものへと変えていくことにつながるだろう。

（おおうち・ひろかず　中京大学国際教養学部）

参考文献

後藤道夫（2011）『ワーキングプア原論』花伝社。
濱口桂一郎（2009）『新しい労働社会』岩波書店。
苅谷剛彦（1991）『学校・職業・選抜の社会学』東京大学出版会。
川村雅則他（2014）『学校で労働法・労働組合を学ぶ』きょういくネット。
児美川孝一郎（2011）『若者はなぜ「就職」できなくなったのか？』日本図書センター。
児美川孝一郎（2013）『キャリア教育のウソ』筑摩書房。
今野晴貴他編（2014）『ブラック企業のない社会へ』岩波書店。
大内裕和＋竹信三恵子（2014）『「全身〇活」時代』青土社。
大内裕和＋今野晴貴（2015a）『ブラックバイト』堀之内出版。
大内裕和＋今野晴貴（2015b）「ブラックバイトから見える教育の困難」『現代思想』2015年４月号，青土社。
岡村稔（2012）「奨学金はどこへ行く―憲法と金融のはざまで」『現代思想』2012年４月号，青土社。
奨学金問題対策全国会議編（2013）『日本の奨学金はこれでいいのか！』あけび書房。
上西充子＋大内裕和＋本田由紀＋今野晴貴（2014）「ブラックバイトとは？」『POSSE』22号，堀之内出版。